

意見書

平成22年8月31日

東京高等裁判所 御中

京都大学名誉教授
京都工芸繊維大学元学長 名誉教授
理学博士 理学士
巽 友正

謹啓

この度の長 照二氏に対する筑波大学の懲戒解雇処分は、かねてより同氏を知り、研究者として高く評価する者として、まことに残念かつ不当な処分であると存じ、深く憂慮致しております。

今回、同氏の控訴審に関しまして、同氏の弁護士より、以下の照会事項につき意見を述べるようにとの依頼を受けましたので、ここに私見を申し述べます。

長氏に対する大学側の主たる処分理由は、同氏の「研究不正行為」にあるとされております。

研究不正行為

「研究不正行為」とは大げさな表現ですが、具体的には、ある実験結果が一つの科学的知識として受け入れられるためには、以下のような条件を満たしていなければならないのに、長氏の実験結果は、その条件を満たしていないというものです。そしてこれが、長氏の実験的研究を「研究不正行為」と断定する大きな根拠となっているように思われます。

『実験の生データから出発して、ある物理量の測定値とその誤差を求める過程では、そこで用いる仮定、仮説や理論、並びに評価の手順や方法が妥当であることに加え、同一の生データと同一の手続きを用いて第三者が解析を行えば、正確に同じ結果が常に得られなければならない。』（研究公正委員会 調査委員会 調査結果2頁）

『回答ではしばしば、誤差の範囲で論文のデータを再現したと述べているが、論文と同一の生データに対して解析を行えば、論文のデータ値を正確に再現すべきであり、誤差の範囲で再現すればよいという回答者の主張は受け入れられない。』（研究公正委員会 調査委員会 調査結果3頁）

以上の大学側の主張は、一般論としては常識的な主張で、一見、問題は無いように思われますが、本件のように、その前提である「生データが失われて

存在しないために再現不可能である」場合には、適用できない主張であります。
(参考資料：大学側提出の乙第9号証及び乙第11号証により判明した事実について)

これに対して、長氏の側は、私の知る限り、以下のように対応そして反論をしています。

『プラズマの乱流を、電子サイクロトロン加熱で抑制することに成功して、Physical Review Letters 誌に2005年、2006年と公表したところ、不幸にも、データの「解析時刻帯の記録」をバックアップと共に、中退した学生らに「同時に消される」事態になり、論文の完全再現ができなくなる状況に立ち至った。

一方、生データは、別途、学生の手が届かぬところに2セット存在したため、これを再解析したところ、乱流の乱雑性により時刻が正確に同定できないため、100%の完全再現はできなかったが、数%以内の解析誤差で（しかもエラーバーが10%以上あったにもかかわらず）再現できた。

しかし、大学側は「完全再現ができないのだから改ざんに当たる」との主張を変えなかった。』

なお、これらの長氏たちの研究結果は、国際的学術誌、

[1] Physical Review Letters **97**, 055001 (2006)

[2] Physics of Plasma **15**, 056120 (2008)

に公表され、これらは裁判の資料となっているとのこと。

論文の再現可能性

以上に見たように、長氏たちの論文発表を「研究不正行為」とする問題は、具体的には「論文の再現可能性」の問題に帰着され、そして、その「再現性の実現」に関して、大学側と長氏の側との見解の相違が有ると思われま。

私は、大学側の主張は、一般論としては可能であるが、その前提条件である論文 [1] の生データの「解析時刻帯の記録」が失われたために、本件に対しては適用できないものと考えます。

したがって、もし大学側が「完全再現ができないのだから改ざんに当たる」と主張するとすれば、それは論理的に間違った拡大解釈に他なりません。

一方、長氏の側が、代替措置として、同じ生データの異なった「解析時刻帯」のものについて再解析したところ、数%以内の解析誤差で再現できたということは、科学的にも、また両者の主張の相違を解決する上にも、意義ある試みであると思われま。また、その結果が満足すべきものであることは、本実験の「生データ」とその「解析措置」の双方の信頼性を事実として示すものであり、まして「改ざん」などの中傷を許さないものと判断します。

もし、大学側が依然として、『論文 [1] に関しては、生データの不存在により、

データ解析が再現不可能である』という事実から、『本実験では、一般的にデータ解析が再現不可能である』と結論するとすれば、それは論理的根拠の無い拡大解釈であり、その結論が虚偽であることは言を待たないと思われま

す。そこで、提案ですが、『同一の生データと同一の手続きを用いて解析を行えば、正確に同じ結果が常に得られなければならない。』という大学側の主張に答えるためには、生データが存在すると思われる論文 [2] の同じ「解析時刻帯の記録」について、再度、同じデータ解析を行って見てはいかががでしょう。

その結果が、解析過程の数値精度の範囲内で再現ができたとしたら、『同一の生データと同一の手続きを用いて解析を行えば、正確に同じ結果が常に得られなければならない。』という大学側の主張に真正面から答えたこととなります。また、もし、何らかの数値誤差以上の違いが出たとしたら、その原因を考えなければならぬことになりま

しょう。普段なら、こんな自明のことを確かめるのは、時間と労力の無駄であると思われま

結語

すが、大学側の「再現不可能性」の主張を否定するためには、この無駄を敢えてすることも止むを得ぬことかと思われま


す。今回の、筑波大学における教員の不利益処分に関して、まして、その研究成果の評価を理由とする処分に関して、なぜ、大学側がこんなに無理な理屈を押し通して、処分を急がれるのかが不審に思われま

す。戦後のわが国の大学では、戦前戦中の思想弾圧への反省から、大学における思想信条と学問研究の自由を保障するために、大きな努力を払って参りました。私自身、京都大学に在職中、経済学部の助手の分限処分の問題に遭遇しましたが、当時の学生運動の一派が処分に反対したために学内は大いに荒れ、大学評議会の審議は難航を極めました。それでも、二代にわたる総長のもと、あらゆる論点からの論議を尽くして、最終的に分限処分の決定に至りました。

今回の、筑波大学による 長 照二氏 たちの不利益処分に関しては、プラズマ乱流の世界的な研究者としての 長氏 を知る私どもには不可解な点が多く、事態を深く憂慮致しております。

どうか、事件を十分に深くお調べの上、公正なるお裁きを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

謹白

 巽 友正